

東京都第六建設事務所管内 河川維持管理計画

令和 6 年 3 月
東京都第六建設事務所
文京区 台東区 北区
荒川区 足立区

東京都第六建設事務所河川維持管理計画

目次

第1章 総説	1-1
1.1 目的	1-1
1.2 適用範囲	1-1
第2章 本計画の位置づけ	2-1
2.1 「河川整備計画」との関係について	2-1
2.2 河川管理施設の予防保全型管理の導入	2-2
第3章 管内の河川の概要	3-1
3.1 管内の河川と水系	3-1
3.2 管内の河川事業	3-8
（1）河川の管理区分	3-8
（2）治水事業の概要	3-8
（3）環境事業の概要	3-8
第4章 河川管理施設等の概要	4-1
4.1 堤防等	4-1
4.2 管理用通路	4-4
（1）管理用通路	4-4
（2）転落防止柵	4-5
4.3 水門	4-5
4.4 陸閘	4-5
4.5 分水路	4-6
4.6 防災船着場	4-6
4.7 水文・水理観測施設	4-7
4.8 許可工作物	4-7
4.9 賑わい施設（隅田川テラス等）	4-7
第5章 河川維持管理の課題	5-1
5.1 河川管理施設の変状事例	5-1
5.2 河川区域等の適正管理に関する課題	5-3
（1）河川区域境界及び用地境界の課題	5-3
（2）不法行為	5-3
（3）不適正利用	5-3
（4）水難事故	5-3

5.3 河川環境に関する課題	5-4
(1) 水質	5-4
(2) 水面環境	5-4
(3) 水質異常事故	5-4
第6章 河川維持管理上求められる目標	6-1
6.1 洪水の安全な流下能力確保及び 高潮・津波に対する安全性の確保に係る目標	6-1
(1) 河道断面に係る目標	6-1
(2) 河床低下・洗掘対策に係る目標	6-1
(3) 河岸対策に係る目標	6-1
(4) 河積阻害に係る目標	6-1
6.2 施設の機能維持に係る目標	6-1
(1) 堤防に係る目標	6-1
(2) 河床構造物に係る目標	6-1
(3) 管理用通路に係る目標	6-2
(4) 水門に係る目標	6-2
(5) 陸閘に係る目標	6-2
(6) 分水路に係る目標	6-2
(7) 防災船着場に係る目標	6-2
(8) 水文・水理観測施設に係る目標	6-2
(9) 許可工作物に係る目標	6-2
(10) 賑わい施設（隅田川テラス等）に係る目標	6-2
6.3 河川区域等の適正管理に係る目標	6-3
6.4 河川環境の保全に係る目標	6-3
第7章 河川の状態把握	7-1
7.1 基本データの収集	7-1
(1) 水文・水理等観測	7-1
(2) 測量	7-1
(3) 河道内樹木調査	7-1
(4) 河川環境の基本データ	7-1
7.2 堤防点検等のための環境整備	7-1
7.3 河川巡視	7-1
(1) 平常時の河川巡視	7-2
(2) 出水時の河川巡視	7-2
7.4 点検	7-2
(1) 平常時の点検	7-3
(2) 出水後等の点検	7-4
(3) 地震後の点検	7-4
(4) その他点検	7-5
7.5 河川管理施設情報等の管理	7-5
7.6 河川の状態把握の分析、評価	7-5

第8章 維持管理手法 -----	8-1
8.1 洪水の安全な流下能力確保 -----	8-1
(1) 河道流下断面の確保 -----	8-2
(2) 河床低下・洗堀対策 -----	8-2
(3) 河岸対策 -----	8-3
(4) 河積阻害対策 -----	8-3
8.2 施設の機能維持 -----	8-2
(1) 河川管理施設一般 -----	8-2
(2) 水文・水理観測施設 -----	8-2
(3) 許可工作物 -----	8-3
(4) 賑わい施設（隅田川テラス等） -----	8-3
8.3 河川区域等の適正管理 -----	8-3
(1) 河川台帳の調整 -----	8-3
(2) 河川区域境界及び用地境界 -----	8-3
(3) 不法行為に対する措置 -----	8-4
(4) 不適正利用に対する措置 -----	8-5
(5) 河川の安全利用の確保 -----	8-5
(6) 旧河川敷地の維持管理 -----	8-5
(7) 河川保全区域及び河川予定地の維持管理 -----	8-6
8.4 河川環境の保全 -----	8-6
(1) 生物の生育・生息・繁殖環境について -----	8-6
(2) 河川景観の維持・形成について -----	8-6
(3) 水質の保全について -----	8-6
(4) 水面環境の保全について -----	8-6
8.5 水質異常事故対応 -----	8-6
8.6 水防のための対策 -----	8-6
8.7 サイクル型維持管理 -----	8-7

第1章 総説

1.1 目的

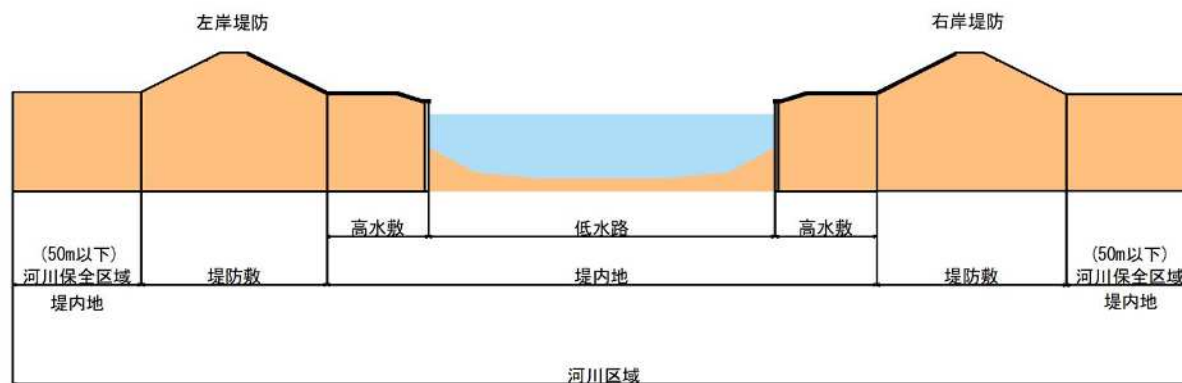
頻発する集中豪雨や台風等から、堤防の崩壊等による河川の氾濫を防止又は軽減していくためには、適切に河川の維持管理を図っていく必要がある。また、生きものの生息・育成・繁殖環境の保全及び整備や都市に残された貴重な水辺空間としての利用に対する要請も高まっており、このような観点からも適切な維持管理が重要である。一方、管内の河川管理施設には完成から時間が経過した施設も多く、河川管理施設を良好な状態に保つよう、より効率的な維持と修繕・更新が求められている。

東京都第六建設事務所管内河川維持管理計画（以下「本計画」という。）は、東京都河川維持管理基本方針に基づき、管内河川の河道や河川管理施設の特徴や状態等を踏まえ、適正かつ効率的な管内河川の維持管理を行うため、維持管理の目標、河川の状態把握及び維持管理の手法等を定め、適正な河川管理に資することを目的とする。

1.2 適用範囲

本計画は、河川法(昭和39年法律第167号、以下「法」という。)第6条第1項に規定する河川区域（以下「河川区域」という。）、法第54条第1項に規定する河川保全区域（以下「河川保全区域」という。）、法第56条第1項に規定する河川予定地（以下「河川予定地」という。）、法第58条の2第1項に規定する河川立体区域（以下「河川立体区域」という。）、法第58条の3第1項に規定する河川保全立体区域（以下「河川保全立体区域」という。）、及び法第58条の5第1項に規定する河川予定立体区域（以下「河川予定立体区域」という。）並びに法第3条第2項に規定する河川管理施設（以下「河川管理施設」という。）及び法第26条第1項の許可を受けて設置される工作物（以下「許可工作物」という。）の維持管理について適用するものとする。

なお、本計画では、不法行為（不法占用・不法投棄・不法係留等）への対応についても対象とする。



河川説明図

第2章 本計画の位置づけ

2.1 「河川整備計画」との関係について

第六建設事務所管内の河川に関する河川整備計画は、以下のとおりである。「河川整備計画」における維持管理については概略的な事項のみの記載であるため、本計画において維持管理の基本的な事項を記載し、河道及び河川管理施設等の状況把握、維持管理に関する手法を具体的に定める。

表 2.1 河川整備計画及び対象河川

名称	対象河川（管内のみ抜粋）
中川・綾瀬川圏域河川整備計画	綾瀬川・伝右川・圀川・毛長川
新河岸川及び白子川河川整備計画	新河岸川
石神井川河川整備計画	石神井川
隅田川流域河川整備計画	隅田川、旧綾瀬川
芝川・新芝川河川整備計画	芝川、新芝川
神田川流域河川整備計画	神田川

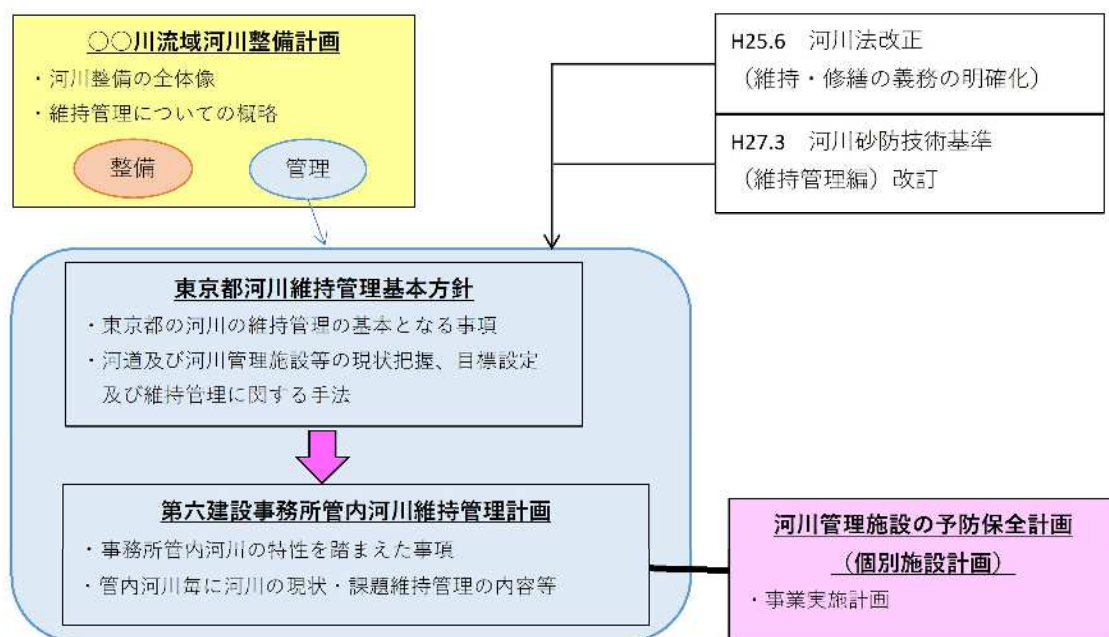


図 2.1 維持管理計画と河川整備計画等の関係概念図

2.2 河川管理施設の予防保全型管理の導入

これまでに整備した河川管理施設は、経年による劣化等の影響が見受けられ、今後、更新時期を迎えることとなるなど、より効率的な施設の維持と修繕・更新が求められている。河川管理施設等を良好な状態に保つよう、施設の長寿命化及び補修費用の低減・平準化を図る予防保全型管理を導入している。

予防保全型管理の概念は図 2.2 のとおりである。点検や健全度調査により施設の状態を把握し、適切な時期に補修を行うことで、突発的な大規模補修を避け、施設の長寿命化及び補修費用の低減・平準化を図ることとする。

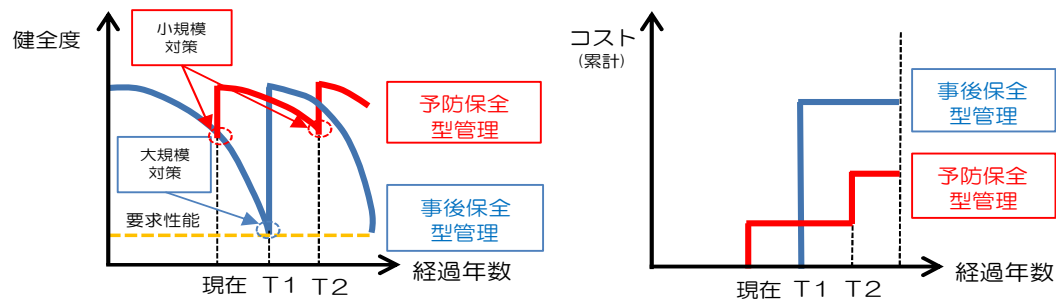


図 2.2 予防保全型管理概念図

河川管理施設の予防保全計画は以下のとおりである。

- ①「河川構造物（堤防・護岸）の予防保全計画」
- ②「河川構造物（地下調節池・分水路）の予防保全計画〔土木構造編〕」
- ③「河川構造物（地下調節池）の予防保全計画〔設備編〕」

第3章 管内の河川の概要

3.1 管内の河川と水系

管内の河川は、利根川水系で4河川、荒川水系の7河川の合計11河川である。本計画の対象河川と区域は表3.1のとおりである。

表 3.1 対象河川とその区間

水系	河川名	左右岸	区間 () は目標物を表す。	河心延長 [km]
利根川	綾瀬川	左岸	上流端：足立区神明一丁目 (内匠橋) 下流端：足立区綾瀬一丁目 (足立区と葛飾区の境)	3.85
		右岸	上流端：足立区南花畑三丁目 (内匠橋) 下流端：足立区西綾瀬一丁目 (足立区と葛飾区の境)	
	伝右川 ※1	左岸	上流端：足立区花畑八丁目 (埼玉県と東京都の境) 下流端：足立区花畑八丁目 (綾瀬川合流点)	0.57
		右岸	上流端：足立区花畑七丁目 (埼玉県と東京都の境) 下流端：足立区花畑七丁目 (綾瀬川合流点)	
	圀川 ※1	右岸	上流端：足立区神明一丁目 (綾瀬川分派点) 下流端：足立区六木三丁目 (中川合流点)	2.25
		左岸	上流端：足立区舎人四丁目 (埼玉県と東京都の境) 下流端：足立区花畑七丁目 (綾瀬川合流点)	
	毛長川	左岸	上流端：足立区入谷九丁目 (埼玉県と東京都の境) 下流端：足立区花畑七丁目 (綾瀬川合流点)	6.97
		右岸	上流端：足立区入谷九丁目 (埼玉県と東京都の境) 下流端：足立区花畑七丁目 (綾瀬川合流点)	
荒川	隅田川	左岸	上流端：足立区新田一丁目 (埼玉県と東京都の境) 下流端：足立区千住曙町 (旧綾瀬川合流点)	15.14
		右岸	上流端：北区志茂四丁目 (志茂四丁目と五丁目の境) 下流端：台東区柳橋一丁目 (神田川合流点)	
	神田川 ※4 ※5	左岸	上流端：文京区目白台一丁目 (文京区と新宿区の境) 下流端：台東区柳橋一丁目 (隅田川合流点)	2.95
		右岸	上流端：文京区目白台一丁目 (文京区と新宿区の境) 下流端：台東区柳橋一丁目 (隅田川合流点)	
	石神井川 ※2	左岸	上流端：北区滝野川四丁目 (北区と板橋区の境) 下流端：北区堀船三丁目 (隅田川への合流点)	4.00
		右岸	上流端：北区滝野川四丁目 (北区と板橋区の境) 下流端：北区堀船三丁目 (隅田川合流点)	
	新河岸川	左岸	上流端：北区浮間四丁目 (北区と板橋区の境) 下流端：北区志茂五丁目 (隅田川合流点)	3.65
		右岸	上流端：北区赤羽北二丁目 (北区と板橋区の境) 下流端：北区志茂五丁目 (隅田川合流点)	
	旧綾瀬川 ※1	右岸	上流端：足立区千住曙町 (荒川分派点) 下流端：足立区千住曙町 (隅田川合流点)	0.43
		左岸	上流端：足立区鹿浜五丁目 下流端：足立区鹿浜五丁目	
	芝川 ※1	左岸	上流端：足立区入谷九丁目 下流端：足立区鹿浜二丁目 (荒川合流点)	0.60
	新芝川 ※1	左岸	上流端：足立区入谷九丁目 下流端：足立区鹿浜二丁目 (荒川合流点)	1.60

注) ※印のある河川は「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」(以下、「特例条例」という)に基づき区役所にて一部事務をそれぞれ、以下の区が管理を行っている。

(※1 足立区 ※2 北区 ※3 荒川区 ※4 文京区 ※5 台東区)

① 綾瀬川

綾瀬川は、埼玉県桶川市付近に源を発し、埼玉県南部を流下し、古綾瀬川、伝右川、毛長川の支川を合わせ、足立区、葛飾区を貫流して中川に合流する。利根川水系の一級河川であり、河心延長約 48.5km である。足立区南花畑三丁目の内匠橋より上流と、綾瀬排水機場から堀切菖蒲水門までの間は国土交通省の直轄区間であり、当所管理区間は、指定区間のうち、内匠橋から足立区と葛飾区の境までの 3.8km である。また、最下流の中川合流点（葛飾区）には上平井水門が設置されている。

管理区間の構造は、一部の緩傾斜堤防区間を除き RC 特殊堤である。

管理区間の護岸以外の主な河川施設は、花畑運河との合流点に花畑水門が設置されている。また、綾瀬新橋の両岸には、陸閘が設置されている。



内匠橋より下流を臨む



綾瀬新橋より下流を臨む
耐震護岸完了箇所

② 伝右川

伝右川は、埼玉県さいたま市に源を発し、綾瀬川と平行に川口市、草加市を流下し、足立区に入り綾瀬川と合流する。利根川水系の一級河川であり、最下流の河心延長約 0.57km が東京都区間である。

最下流部には伝右川排水機場（国土交通省）が設置されている。管理区間の護岸は矢板護岸である。



伝右橋より下流を臨む



伝右橋

③ 圀川

圀川は、埼玉県八潮市と足立区の境界を流れる利根川水系の一級河川である。上流端は綾瀬川との分派点にある旧小溜井排水機場（足立区）であり、途中、東京葛西用水を合流し、中川と合流する圀川排水機場（埼玉県）を下流端とする。河心延長 2.25km の流域のすべてが埼玉県内であるため、埼玉県が昭和 59 年に全体計画の大臣認可を取得し整備している。右岸が東京都であり、低水路部の根固め鋼矢板の背面に法覆工としてブロック積擁壁が設置されている。

圀川は、水の入替わりが少ない閉鎖水域であり、水質悪化が懸念されるため、旧小溜井排水機場（足立区）から綾瀬川の水を導水している。



旧小溜井排水機場



東京葛西用水合流部

④ 毛長川

毛長川は埼玉県川口市赤山地区に源を発し、準用河川江川並びに前の宿川の合流点を起点とし、途中、中居堀、見沼代用水、辰井川などを合流後、綾瀬川に合流する河心延長 9.7km の利根川水系の一級河川である。流域は足立区、川口市、草加市に貫流し、下流 7.0 km は埼玉県との都県錯綜区間である。当所管理区間は、河心延長は 6.97km のうち、都県境界に沿った都の区間のみである。一方、事業は、埼玉県と施工協定を結び、都県境界に関係なく整備区間を定め断面整備をしている。護岸は、矢板護岸である。



鷺宮橋より上流を臨む



砂小橋より下流を臨む
見沼代用水合流点付近

⑤ 隅田川

隅田川は荒川の新岩淵水門に源を発し、北区、足立区、荒川区、台東区、墨田区、江東区、中央区の沿川七区を流れ、東京湾にそそぐ延長 23.5km の荒川水系の一級河川である。当所の管理区間は、河心延長 15.14km である。

流域の大半が海面下で人口や資産の集中が著しい地域では台風や豪雨等による被害が深刻であったため、昭和 32 年から外郭堤防改修事業に着手し、昭和 50 年に現在の通称「カミソリ堤防」と呼ばれる防潮堤が完成した。その後の改修事業は、隅田川沿いの東部地域を歴史の蓄積を活かしながら潤いのある「水の都」への再生を図ることとし緩傾斜型堤防への改修や、背後地の再開発と一体的に事業を実施することで、土地の合理的な活用を図れるスーパー堤防の整備を行っている。管理区間の堤防は、RC 特殊堤と、スーパー堤防及び緩傾斜堤防である。

根固めを設置した区間については、その上部を都民が河川に親しめるように修景整備を行い通路空間（テラス）として有効活用している。

管理区間の護岸以外の主な河川施設は、防災船着場（区、都、民間）などがある。



尾竹橋付近



吾妻橋より下流を臨む

⑥ 神田川

神田川は、三鷹市の井の頭池にその源を発し、善福寺川、妙正寺川と合流し、新宿・豊島・文京の区境を東流し、さらに水道橋駅付近で日本橋川を分派して隅田川（両国橋上流）に注ぐ河心延長 25.45km の一級河川である。管内の河心延長は 2.95km で、堤防は、RC 特殊堤である。

当面の護岸改修が困難で、水害が頻発するなど早急な治水対策が必要な区間においては、分水路が整備され、管内には 3 箇所の分水路がある。



柳橋より上流を臨む



江戸川橋上流付近

⑦ 石神井川

石神井川は、小平市御幸町にその源を発し、西東京市内を貫流し練馬区に入り、富士見池や三宝寺池の湧水を合わせ、板橋区の金沢橋付近から北区音無橋にかけての溪谷を流下し、王子駅付近から低地帯を流れ隅田川に合流する延長 25.20km の一級河川である。管内の河心延長は 4.0km で、堤防は、RC 特殊堤である。

管内には、都市計画緑地の決定を受けた音無緑地（北区）や、旧川を利用したあすか緑地（北区）等がある。



王子桜橋より下流を臨む



音無親水公園

⑧ 新河岸川

新河岸川は、狭山丘陵に源を発し、埼玉県狭山市、川越市、和光市を流れ、板橋区で東京都に入り、北区内で隅田川に合流する延長 33.7km の一級河川である。

新河岸川は、かつて埼玉県内で荒川に合流していたが、荒川の改修工事に合わせ、合流点を現在の岩淵地点に移し、新川掘削を行うとともに上流部を改修し、現在の河川となった。

管内の河心延長は 3.65km であり、RC 特殊堤である。

防潮堤以外の主な河川施設は、防災船着場（北赤羽）（北区）や都市計画緑地（赤羽桜堤緑地）（北区）等がある。



岩淵橋より上流を臨む



浮間橋より下流を臨む

⑨ 旧綾瀬川

旧綾瀬川は、荒川から分派し、隅田川に合流する河心延長0.43kmの一級河川である。本来は綾瀬川の本流であったが、荒川放水路の完成で綾瀬川筋から分断された下流部が旧綾瀬川となった。旧綾瀬川は洪水時に隅田水門（国土交通省）の閉鎖により荒川からの流入がないため、隅田川と一体的に整備を行っている。堤防は、RC特殊堤である。

防潮堤以外の主な河川施設は、隅田川との合流点付近に千住曙町陸閘（足立区）がある。



東武伊勢崎線脇歩道橋より下流を臨む



綾瀬橋より上流を臨む

⑩ 芝川・新芝川

芝川・新芝川は、埼玉県桶川市周辺の大宮台地を源とし、埼玉県上尾市、さいたま市、川口市、足立区などの市街地を流下し芝川水門（国土交通省）を経て荒川に合流する河心延長 26.1km の荒川水系の一級河川である（東京都管理区間：新芝川 1.60km、芝川 0.33km）。堤防は、土堤である。



芝川左岸（山王橋下流）より上流を臨む



新芝川合流部



山王橋より下流を臨む



南平大橋より下流を臨む

3.2 管内の河川事業

(1) 河川の管理区分

第六建設事務所が管理する河川は、1級河川で11河川あり、その延長は約42kmである。

このうち「伝右川、圀川、旧綾瀬川、芝川、新芝川」及び「神田川、石神井川」の特別区内においては、「特例条例」により、特別区が維持修繕及び維持管理等の一部事務を行っている。

(2) 治水事業の概要

都内の河川は地勢によって性格が異なるため、地域の特性に応じた事業を実施している。

区部の台地や多摩部の中小河川では、洪水による水害を防止するため、中小河川整備事業として、護岸や調節池、分水路の整備を行っている。

区東部（東部低地帯）の河川では、高潮や地震による水害を防止するため、高潮防御施設整備事業、スーパー堤防整備事業、耐震・耐水対策事業により、防潮堤や護岸、水門等の整備や耐震補強を行っている。

管内の大半は東部低地帯であるが、一部には武蔵野台地東部の舌状台地も含まれるため、低地河川の整備（隅田川、新河岸川、芝川、新芝川、毛長川、伝右川、綾瀬川、圀川、旧綾瀬川、石神井川）と中小河川の整備（神田川、石神井川）を行っている。



綾瀬川（緩傾斜堤防整備）



新河岸川（河川防災事業）

(3) 環境事業の概要

河川に対しては、治水機能の向上だけではなく、水に親しめる空間の整備や多様な生物の生育環境の創出等、都市に残された貴重な水辺空間として多種多様な期待が寄せられている。

河川環境の整備については、河川改修に合わせて、自然環境を活かした多自然川づくりや水辺の緑化、親水性に配慮したスーパー堤防の整備、ウォーキング等がしやすい河川沿いの通路等の整備、水辺の景観形成等、うるおいのある水辺の創出に取り組んでいる。



石神井川 音無もみじ緑地



隅田川 厩橋から駒形橋付近

第4章 管内河川管理施設等の概要

4.1 堤防等

堤防とは、流水が河川外（堤内地側）に流出することを防止するために設けられる構造物をいい、土堤、護岸及び防潮堤の総称である。東京都では、東部低地帯において、河川を遡上する高潮を河道内にとどめ堤内地への氾濫を防止する外郭堤を防潮堤、防潮水門より上流、内部河川及び中小河川においては護岸と総称している。なお、都で整備を進めている緩傾斜堤防・スーパー堤防は土堤の一種であり、法面が1：2以上の緩やかな傾斜となっている堤防である。本計画における対象は以下のとおりとする。

表 4.1 河川管理施設の箇所数

水系	河川名	左右岸	区間 () は目標物を表す。	河心延長 [km]	堤防延長 [km]	堤防[片側km]				
						土堤			特殊堤	
						土	スーパー堤防	緩傾斜堤防	コンクリート護岸	矢板護岸
利根川	綾瀬川	左岸	上流端：足立区神明一丁目 下流端：足立区綾瀬一丁目 (内匠橋) (足立区と葛飾区の境)	3.85	4.25				4.00	
		右岸	上流端：足立区南花畑三丁目 下流端：足立区西綾瀬一丁目 (内匠橋) (足立区と葛飾区の境)		3.63				3.63	
	伝右川 ※1	左岸	上流端：足立区花畑八丁目 下流端：足立区花畑八丁目 (埼玉県と東京都の境) (綾瀬川合流点)	0.57	0.17					0.17
		右岸	上流端：足立区花畑七丁目 下流端：足立区花畑七丁目 (埼玉県と東京都の境) (綾瀬川合流点)		0.24					0.24
	垢川 ※1	右岸	上流端：足立区神明一丁目 下流端：足立区六木三丁目 (綾瀬川分派点) (中川合流点)	2.25	2.16	2.16				
	毛長川	左岸	上流端：足立区舎人四丁目 下流端：足立区花畑七丁目 (埼玉県と東京都の境) (綾瀬川合流点)	6.97	6.76					3.00
		右岸	上流端：足立区入谷九丁目 下流端：足立区花畑七丁目 (埼玉県と東京都の境) (綾瀬川合流点)		6.77					6.00
荒川	隅田川	左岸	上流端：足立区新田一丁目 下流端：足立区千住曙町 (埼玉県と東京都の境) (旧綾瀬川合流点)	15.14	12.75		8.89		3.11	
		右岸	上流端：北区志茂四丁目 下流端：台東区柳橋一丁目 (志茂四丁目と五丁目の境) (神田川合流点)		18.10		7.48		10.62	
	神田川 ※4 ※5	左岸	上流端：文京区目白台一丁目 下流端：台東区柳橋一丁目 (文京区と新宿区の境) (隅田川合流点)	2.95	3.23				3.23	
		右岸	上流端：文京区目白台一丁目 下流端：台東区柳橋一丁目 (文京区と新宿区の境) (隅田川合流点)		4.57				1.31	
	石神井川 ※2	左岸	上流端：北区滝野川四丁目 下流端：北区堀船三丁目 (北区と板橋区の境) (隅田川への合流点)	4.00	3.00				2.94	
		右岸	上流端：北区滝野川四丁目 下流端：北区堀船三丁目 (北区と板橋区の境) (隅田川合流点)		3.00				2.83	
	新河岸川	左岸	上流端：北区浮間四丁目 下流端：北区志茂五丁目 (北区と板橋区の境) (隅田川合流点)	3.65	4.57				4.57	
		右岸	上流端：北区赤羽北二丁目 下流端：北区志茂五丁目 (北区と板橋区の境) (隅田川合流点)		3.38				3.10	
	旧綾瀬川 ※1	右岸	上流端：足立区千住曙町 下流端：足立区千住曙町 (荒川分派点) (隅田川合流点)	0.43	0.40				0.40	
	芝川 ※1	左岸	上流端：足立区鹿浜五丁目 下流端：足立区鹿浜五丁目	0.60	0.60	0.60				
	新芝川 ※1	左岸	上流端：足立区入谷九丁目 下流端：足立区鹿浜二丁目 (荒川合流点)	1.60	1.46	1.46				



図 4.1 綾瀬川標準断面図 (左) 概念図



(右) 新加平橋より下流



図 4.2 伝右川標準断面図 (左) 概念図



(右) 伝右橋より下流

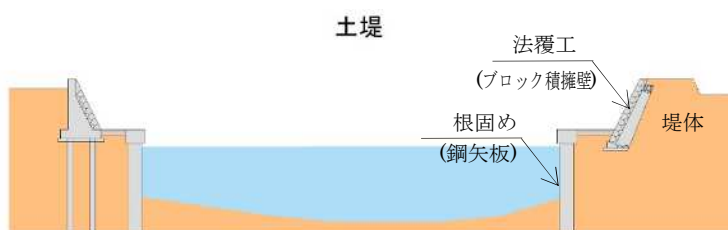


図 4.3 圪川標準断面図 (左) 概念図



(右) 平成泉橋より下流



図 4.4 毛長川標準断面図 (左) 概念図



(右) 花畑大橋より下流

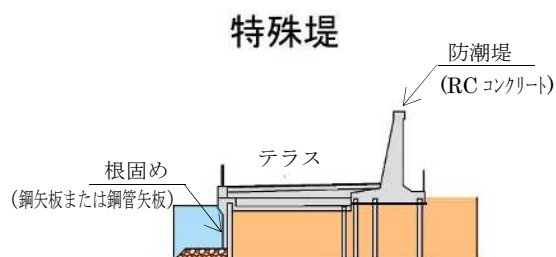


図 4.5 隅田川標準断面図 (特殊堤) (左) 概念図



(右) 吾妻橋から駒形橋 (右岸)

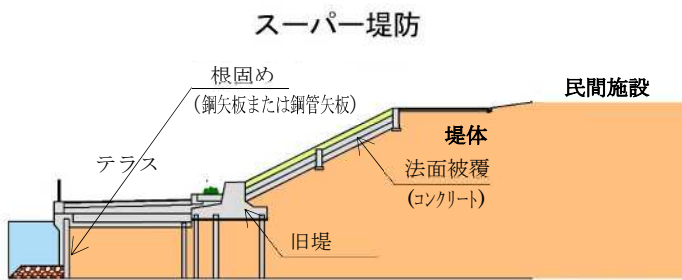


図 4.6 隅田川標準断面図（スーパー堤防）（左）概念図（右）千住汐入大橋から水神大橋（右岸）

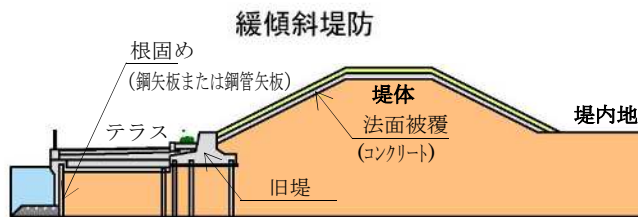


図 4.7 隅田川標準断面図（緩傾斜堤防）（左）概念図

（右）豊島六丁目地区



図 4.8 神田川標準断面図 （左）概念図

（右）石切橋より下流

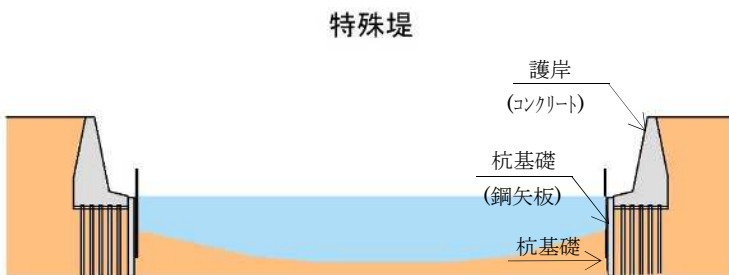


図 4.9(1) 石神井川標準断面図(1) （左）概念図

（右）観音橋より下流



図 4.9(2) 石神井川標準断面図(2) （左）概念図

（右）堀船橋より下流

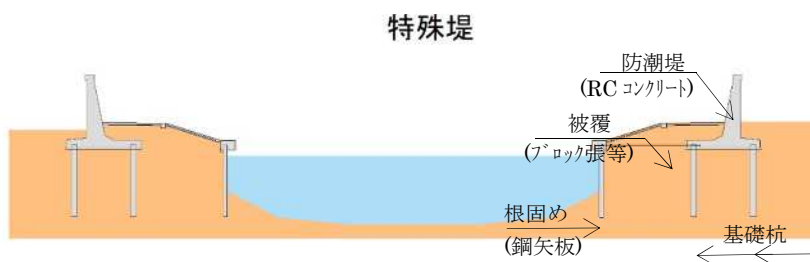


図 4.10 新河岸川標準断面図 (左) 概念図



(右) 新河岸橋より下流



図 4.11 旧綾瀬川標準断面図 (左) 概念図



(右) 綾瀬橋より下流



図 4.12 芝川・新芝川 標準断面図 (左) 概念図



(右) 山王橋より下流

4.2 管理用通路

(1) 管理用通路

管理用通路は、河川の維持管理や水防活動等のために堤防等に設けられる河川管理施設である。近年は、都市の貴重なオープンスペースの1つとして、遊歩道等、良好な河川空間を創造するための環境整備も進めている箇所もある。



隅田川 管理用通路



毛長川 管理用通路

(2) 転落防止柵

河川への転落事故を防止するために、堤防天端付近に設置する構造物をいう。



転落防止柵

4.3 水門

洪水、高潮の防御や取水、排水又は船舶の通行等のために河川、又は堤防を横切って設けられる施設のうち、堤防と同じように、洪水や高潮の流入を遮断、あるいは制限する機能をもって設けられたものをいう。管内には、3箇所の水門がある。



花畑水門



東京葛西第一水門

4.4 陸閘

陸閘とは、やむを得ない理由（堤内外を通行する必要がある等）で、堤防を連続させられない場合に設けた開閉式の門扉のことである。洪水や高潮時には閉鎖し、堤防と同様な防災機能を有する施設をいう。管内には、綾瀬川に2箇所、神田川に11箇所（差蓋含む。）旧綾瀬川に1箇所ある。



綾瀬新橋陸閘



中之橋左岸陸閘

4.5 分水路

分水路とは、河道の拡幅だけで洪水を軽減するのが困難な場合に、河川の途中から新しく人工的に水路を建設し分流させ、下流で再び合流させる、もしくは、他河川に放流する構造物であり、後者は放水路ともいう。市街地では河川の拡幅改修が社会経済上困難である一方、早期に水害を解消する必要があることから、幅員の広い道路の地下を利用した暗渠等の構造により設置している。

管内の分水路は、神田川で3箇所、石神井川で1箇所の計4箇所である。



江戸川橋分水路（呑口）



水道橋分水路（吐口）

4.6 防災船着場

防災船着場とは、地震等の災害時において建物の崩壊や高架橋の落下等により車や鉄道等の陸上交通が寸断された場合の代替輸送機関として、河川舟運が住民の避難や緊急物資の輸送等の機能を有効に果たすための拠点になる施設をいう。

管内の防災船着場は、12箇所である。



桜橋防災船着場



千住防災船着場

4.7 水文・水理観測施設

水文・水理観測施設とは、「雨量観測所」、「水位観測所」及び「映像監視局」から成り、それぞれの地域の降雨量、河川水位及び河川状況を連続で観測し、住民への水防情報提供及び維持管理に役立てる等の目的で設置された施設をいう。

管内河川では、令和6年3月現在、15箇所の雨量観測所、19箇所の水位観測所、23箇所の映像監視局がある。（都、区管理）



志茂橋映像監視局
（新河岸川）



志茂橋映像監視局（公開映像）
（新河岸川）

4.8 許可工作物

許可工作物とは、法第26条第1項の規定に基づき許可を受けて河川区域内に設置される工作物であり、主なものとしては橋梁、堰、電線、水道管等がある。

4.9 賑わい施設（隅田川テラス等）

「隅田川テラス」（以下、「テラス」という。）は、堤防補強のための根固構造物の一部であるが、都民が河川に親しめるように、通路空間として有効活用したものである。「テラス」では、多くの区間が一般の利用のために開放されており、散策やジョギング等の利用者や観光客で賑わっている。

また、台東区の隅田公園では、平成23年3月に改正された「河川敷地占用許可準則」を適用し、平成25年10月に都の管理河川では初となるオープンカフェが設置された。



隅田川テラス 吾妻橋上流右岸

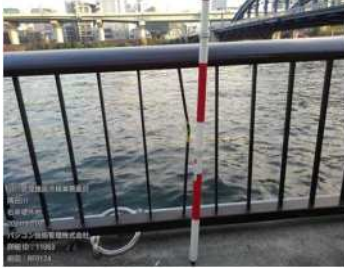


スーパー堤防 尾竹橋下流左岸

第5章 河川維持管理の課題

5.1 河川管理施設の変状事例

出水による影響や整備後の経年劣化等により、施設に変状が発生している。

河川管理施設	変状事例（左：全体写真 右：黄枠内拡大写真）	
コンクリート護岸 【亀裂】		
石積（張）・コンクリート ブロック積み（張）護岸 【ブロックはがれ】		
テラス（通路の変状） 【舗装のはがれ】		
テラス 【柵の変形】		

河川管理施設	変状事例（左：全体写真 右：黄枠内拡大写真）	
管理用通路 【沈下】		
管理用通路 （転落防止柵） 【変形】		

5.2 河川区域等の適正管理に関する課題

(1) 河川区域境界及び用地境界の課題

境界杭の破損や亡失等により、官民の用地境界や河川区域境界が不明確となっている箇所があり、河川区域や河川予定地の不法占用や不法投棄等の問題を引き起こし、河川区域や河川予定地の管理にあたり支障となることがある。官民の用地境界等が未確定である箇所もある。

(2) 不法行為

管内の一部区間において、船舶の不法係留、ごみ等の不法投棄、不法占用、ホームレスによるテントや小屋の設置、落書き等の違反行為が確認されており、管理上の支障となっていると同時に、他の利用者による河川利用を阻害するケースも発生している。

(3) 不適正利用

船舶の航行に当たり、一部の航行マナーの悪い水上オートバイ等による騒音や引き波の発生などが問題となっている。

また、高水敷やテラス等のある河川においては、オープンスペースを活用した公園や散策路が整備され、多くの都民に利用されているが、一部において自転車の危険走行、河川利用に伴う騒音、ホームレスによる長時間の荷物放置等の不適正利用により、他の利用者とのトラブルになるケースが発生している。

(4) 水難事故

親水空間として多くの都民に利用されているが、利用者の不注意等による水難事故の発生が懸念される。

5.3 河川環境に関する課題

(1) 水質

管内の河川では、水質上の課題は概ね満足している。石神井川の一部区間において、潮の干満の影響により水の流れが滞るため、流入した有機物が川底に留まり、水質悪化やスカムの発生に伴う悪臭が発生することがある。このため、水質浄化施設（水流発生装置）を設置するなど、水質改善に向けた対策を実施している（北区）。

また、圀川においても、水の停滞による水質悪化を改善するため、綾瀬川と圀川の水位差を利用して綾瀬川の水を圀川へ導水している他、浄水施設（ばっ気装置）を設置するなど、水質改善に向けた対策を実施している（足立区）。



石神井川 スカム発生状況



圀川 植物プランクトン発生状況

(2) 水面環境

河川内のごみは、水質や景観を悪化させる原因となっている。

(3) 水質異常事故

事故の内容は油流出及び白濁が多くを占めており、これらの水質異常事故は、魚等多くの水生生物のへい死をもたらす要因となっている。

第6章 河川維持管理上求められる目標

河川維持管理目標とは、河道及び河川管理施設を維持管理すべき水準であり、時間の経過や洪水・地震等の外力、人為的な作用等によって、本来河川に求められる治水・利水・環境の目的を達成するための機能が低下した場合、これを適確に把握して必要な対策を行うために設けるものである。

河川管理の目的に応じて、洪水、高潮、津波等による災害の防止、河川の適正な利用、河川環境の保全等を適切に行うために、以下の目標を設定する。

6.1 洪水の安全な流下能力確保及び高潮・津波に対する安全性の確保に係る目標

(1) 河道断面に係る目標

河道については、洪水を安全に流下させ、高潮・津波に対応できる河道断面及び勾配を確保することを目標とし、維持管理を行う。なお、洪水に対しては、河川整備計画の計画流量の確保を維持管理の目標とする。一方、河川整備計画の計画流量が確保されていない未整備区間においては、現況の流下能力を確保維持する。

(2) 河床低下・洗掘対策に係る目標

河床低下・洗掘対策については、堤防等の施設の機能に重大な支障を及ぼさないことを目標とし、維持管理を行う。

(3) 河岸対策に係る目標

堤防堤脚部の浸食等については、堤防等の施設が十分に所要の機能を発揮することを目標とし、維持管理を行う。

(4) 河積阻害に係る目標

河道内の樹木及び土砂堆積については、原則、治水機能の確保を目標とし、維持管理を行う。ただし、治水上の安全性や流木・倒木に対する安全性を確認したうえで保全可能な場合は河川環境の保全にも配慮するものとする。

6.2 施設の機能維持に係る目標

施設の土木施設部分については、クラック、コンクリートの劣化、沈下等の変状等、各々の施設に機能低下のおそれがある変状がみられた場合には、点検を継続し、変状の状態から施設の機能の維持に重大な支障を生じると判断される場合に必要な対策を実施することを基本とする。

(1) 堤防に係る目標

堤防の安全性を確保するために、所要の耐浸透機能、耐浸食機能、耐震機能の確保を目標とし、維持管理を行う。

(2) 河床構造物に係る目標

河床構造物は、耐浸食機能等所要の機能が確保されることを目標とし、維持管理を行う。

(3) 管理用通路に係る目標

管理用通路は、河川巡視や点検、水防活動等、河川管理上の通路として機能が確保されることを目標とし、維持管理を行う。

また、河川管理以外でも、散策路等として使用されているため、必要に応じてそれぞれの利用目的を考慮し安全に利用できるよう維持管理を行う。

また、転落防止柵に関しては、歩行者や自転車等の安全な通行を確保できるよう維持管理を行う。

(4) 水門に係る目標

水門は、確実なゲート操作を行い、洪水や高潮からの防御機能や、堤防としての機能が確保されることを目標とし、維持管理を行う。

(5) 陸閘に係る目標

確実にゲート操作が行え、堤防としての機能を果たせるよう常に良好な状態を保持することを目標とする。

(6) 分水路に係る目標

洪水の取り込み及び排水等の所要の機能が確保されることを目標とし、維持管理を行う。また、分水路上部が道路の区間においては、道路の機能が損なわれないよう維持管理を行う。

(7) 防災船着場に係る目標

防災船着場は、地震等の災害時に舟運による住民の避難や緊急物資の輸送などの機能が確保できることを目標とし、維持管理を行う。

(8) 水文・水理観測施設に係る目標

住民及び水防管理団体への水防情報の提供を確実にを行うために、水文・水理観測施設の観測対象（降雨量、水位等）を適確に観測できる状況を保つとともに、地域住民や関係部署等への水防情報の提供が確実に行えることを目標とし、維持管理を行う。

(9) 許可工作物に係る目標

許可工作物については、河川管理施設と同等の治水上の安全性を確保することが必要であり、適切な時期に管理者による点検がなされ、当該工作物を良好な状態に保つよう維持修繕がなされることを目標とする。

(10) 賑わい施設（隅田川テラス等）に係る目標

テラスは、堤防の一部であるため、「6.2 (1) 堤防に係る目標施設」に準じる。あわせて、平時には散策路等として使用されているため、必要に応じてそれぞれの利用目的を考慮し安全に利用できるよう維持管理を行う。

また、オープンカフェ等の河川区域内の施設は、許可工作物として「6.2 (9) 許可工作物に係る目標」と同様の点検及び維持修繕がなされることを目標とする。

6.3 河川区域等の適正管理に係る目標

河川には、流水の利用、河川区域内の土地の利用、舟運等種々の利用があり、これらの多様な河川利用者間の調整を図り、流水阻害の防止及び河川環境への配慮を踏まえ、河川の土地及び空間が公共用物として適正に利用されることを目的とし、維持管理を行う。

6.4 河川環境の保全に係る目標

河川における生物の生息・生育・繁殖環境、河川利用、河川景観、水質等の状況を勘案し、河川整備計画に定められた内容を踏まえて河川環境を適正に保全することを目標とし、関係部署等と連携して維持管理を行う。

第7章 河川の状態把握

自然公物である河川の維持管理は、状態把握を行いつつその結果を分析、評価して対策を実施することから、河川の状態把握は特に重要である。河川の状態把握として実施する項目は、下記のとおりである。

7.1 基本データの収集

(1) 水文・水理等観測

降雨量、水位等のデータは、河川管理上特に重要となる基礎的資料となるため、自動観測等で常時観測し、データについては経年劣化及び被災状況の比較ができるよう適切に保管する。管内の水位観測所等については、「東京都水防計画 資料編 『雨量・水位観測所等』」に、記載する。

(2) 測量

現況河道の流下能力、河床の変動状況等を把握するため、測量を実施する。なお、必要に応じて、航空機や UAV（ドローン）等を用いたレーザ測量や写真測量等により、効率的な河川の状態を把握する。

① 縦横断測量

原則、5 年に 1 回程度は縦横断測量を実施する。なお、河川巡視や点検等で河床の変動が見られない場合は、この限りではない。また、大きな出水等が発生した場合は、必要に応じ縦横断測量等を実施する。

なお、船舶が航行可能な低地河川等は、第一建設事務所が船舶を用いた深浅測量を行っており、当該データを有効に活用するものとする。

② 地形測量及び写真測量

平面図を作成するための地形測量や写真測量は、縦横断測量に合わせて必要に応じて実施する。

(3) 河道内樹木調査

河道内樹木の繁茂状況については、目視点検により確認する。

また、必要に応じて、河道内の樹木の進行の変化を把握するために、写真測量や ALB（航空レーザ測深）、UAV（ドローン）等から得られる点群測量データを活用し、樹木繁茂量や樹高の変化を経年的・定量的にモニタリングを実施することを検討する。

(4) 河川環境の基本データ

流域連絡会等を通じて地域住民や市民団体と連携し、必要に応じて管内の河川環境を把握する。

7.2 堤防点検等のための環境整備

堤防の表面の変状等を把握するために行う堤防の除草は、堤防又は高水敷の規模、状況等に応じ適切な時期に行う。

7.3 河川巡視

河川巡視は、定期的・計画的に河川を巡回し、その異常及び変化等を概括的に把握するものである。河川管理施設等の構造又は維持若しくは修繕の状況、気象条件や利用状況等を勘案し、適切な時期に実施するものとする。

河川巡視は、「法定河川監察実施細目」等の規定を参考に適切に行うこととする。

(1) 平常時の河川巡視

① 一般巡視

一般巡視は、年間を通じて計画的に実施するものとし、気象条件や利用状況、過去の巡視や点検結果等を勘案して、適切な時期及び頻度で実施するものとする。

巡視の実施にあたっては、不法行為、不適正利用が発見された箇所及び行われる可能性が高い箇所等を「重点地区」として指定し、重点的に巡視を行う。それ以外の箇所についても、年に1回以上は必ず巡視を行うものとするが、「7.4 点検」等の機会も活用して効果的かつ効率的に実施する。

実施方法は、河川の状況を十分に把握できる方法により実施する。

② 目的別巡視（是正対応監察）

不法行為、不適正利用が発見された箇所等については一般巡視とは別に巡視を行い、より詳細な状況の把握や違反者に対する是正指導等を行う。不法行為や不適正利用の状況等によっては、夜間や休日の巡視を行うことも検討する。

占用許可区域や許可工作物、許可行為については、土地の占用状況や工作物等の設置状況、遵守事項や条件違反の有無、許可した行為の実施状況を確認する。

③ 目的別巡視（河道・河川管理施設等の異常に関する状況把握）

河道や河川管理施設等の異常や、植生、外来生物の状況等について、巡視時の目視により状況把握に努めるとともに、異常・変状が発見された際は経時的な把握を行う。

(2) 出水時の河川巡視

洪水等による出水時の河川巡視は、堤防、洪水流、河道内樹木、河川管理施設等及び堤内地の浸水等の状況を概括的かつ迅速に把握するとともに、水防作業状況等についても把握する。

出水時の河川巡視により漏水や崩壊等の異常が発見された箇所においては、直ちに水防作業や緊急的な修繕等の適切な措置を講じる必要があるため、関係機関との情報連絡を密にする。

また、「東京都水防計画」で定めている水防上注意を要する箇所については、優先的に巡視を行う。

7.4 点検

点検とは、点検対象とする河道や河川管理施設の治水上の機能について異常及び変化等が発見・観測・計測等することを目的として行う。

なお、河道、河川管理施設はそれぞれ個々に点検し状態を把握するだけでなく、河川全体としてそれらの状態を把握することにより、出水への対策の必要性、優先度を総合的に判断し、より適切な維持管理を行う。

(1) 平常時の点検

① 堤防等河川管理施設（土木施設）及び河道

区分		実施基準等
堤防	土堤	全箇所を対象に、原則として1年に1回以上、出水期前に実施する。具体的な点検方法は、「東京都堤防等河川管理施設（土木施設）及び河道の点検要領」に基づいて実施する。
	特殊堤（護岸、防潮堤）	
	水門等構造物周辺の堤防	
その他河川管理施設	河床構造物	
	水門、陸閘等	
	分水路	
	管理用通路	
	防災船着場	
河道		

② 機械設備・電気通信施設

ア. 機械設備

点検区分		点検頻度	点検内容
定期点検	月点検	出水期には毎月1回以上、非出水期には2～3ヵ月に1回以上	管理運転・目視点検 ①設備の運転機能の確認 ②システム全体の故障発見
	年点検	年1回適切な時期に実施	①装置、機器の健全度把握 ②システム全体の機能確認 ③劣化・損傷等の発見
運転時点検		運転前、運転中、運転後	①始動条件、運転中の状態把握 ②次回の運転に支障が無いことの確認 ③異常の兆候の早期発見

なお、具体的な点検方法は、「河川用ゲート・ポンプ設備の点検・整備等に関するマニュアル」等に基づいて実施する。また、法令に係る点検も含めて実施する。

イ. 電気通信施設

電気通信施設については、「電気通信施設点検基準（案）」により、以下の事項に留意して点検する。

- ・ 設備・機器の外観、損傷、異常音、異臭、発熱、発煙等の有無及び電気・制御室内の状況
- ・ 表示ランプの表示状態
- ・ 計測器等の指示値が正常値内であること

ゲートの運転・操作時には、CCTV、その他の監視機器並びに遠方操作盤・監視盤等により適切に状態把握を行うほか、現地の電気通信施設の状況を確認する。

(2) 出水後等の点検

出水後等の点検は、出水後、高潮後、津波後等の河道及び河川管理施設の変状等を把握するために行う。

① 堤防等河川管理施設（土木施設）及び河道

区分		実施時期等
堤防	土堤	気象情報、水位観測所等から出水状況等を考慮し、実施する。
	特殊堤（護岸、防潮堤）	
	水門等構造物周辺の堤防	
その他河川管理施設	河床構造物	
	水門、陸閘等	
	分水路	
	管理用通路	
	防災船着場	
河道		

② 機械設備・電気通信施設

区分	対象	内容
機械設備	原因となった異常事象の内容や緊急性等を考慮し、各設備の優先度を決定する。	出水等が発生した場合に設備への外的な要因による偶発的な損傷の有無の確認を目的に実施する。
電気通信設備		

(3) 地震後の点検

地震後の点検は、一定規模の地震発生後、安全に十分留意しつつ、河川管理施設等の状況等を把握するために行う。

① 堤防等河川管理施設（土木施設）及び河道

区分		実施時期等
堤防	土堤	震度 5 弱以上の地震発生後、観測された地域を対象に適宜実施する。
	特殊堤（護岸、防潮堤）	
	水門等構造物周辺の堤防	
その他河川管理施設	河床構造物	また、震度 4 以上が観測された地域で施工中の河川工事等においては別途点検を実施する。
	水門、陸閘等	
	分水路	
	管理用通路	
	防災船着場	
河道		

② 機械設備・電気通信施設

区分	対象	内容
機械設備	震度 4 以上が観測された地域の内、機械設備及び電気通信施設を伴う河川管理施設から、異常事象の内容や緊急性等を考慮し、各設備の優先度を決定する。	出水等が発生した場合に設備への外的な要因による偶発的な損傷の有無の確認を目的に実施する。
電気通信設備		

(4) その他点検

① 親水施設等の安全利用点検

緩傾斜堤防等の親水施設や、水面利用が多い区域については、「河川（水面を含む）における安全利用点検に関する実施要領」に基づき、毎年、実施計画を定め、利用者が多くなる時期の前に点検を行うものとする。

② 許可工作物の点検

許可工作物の設置者は、法第 15 条の 2 の規定により、当該工作物を良好に保つよう維持、修繕することが義務づけられており、管理者による適切な点検が必要である。

このことを踏まえ、管理者へ点検の指導等を適切に行うとともに、必要に応じて管理者に立ち会いを求めて点検の結果を確認する。

また、許可工作物の変状を確認した場合等には、設置者に臨時の点検実施等を指導する。

7.5 河川管理施設情報等の管理

竣工図、巡視・点検結果、補修履歴等、河川管理施設の管理に必要な情報は多岐にわたり、かつ膨大なものとなるため、効率的にデータ管理が行えるよう、データベース化して蓄積する。

7.6 河川の状態把握の分析、評価

補修等の維持管理を適切に実施するため、河川巡視、点検による河川の状態把握の結果を分析、評価する。

第8章 維持管理手法

河川の維持管理は、本来河川に求められる治水・利水・環境の目的を達成するための機能が低下した場合、必要な対策を行うものである。

必要な対策は、以下のとおりとする。

8.1 洪水の安全な流下能力確保

(1) 河道流下断面の確保

所要の河道流下断面を確保するため、点検又は出水後等に必要に応じて実施する河川巡視等の結果を踏まえ必要な対策を行う。

(2) 河床低下・洗掘対策

堤防や構造物基礎周辺の河床が低下すると災害の原因となる。そのため、河床低下の早期発見とともに、継続的な状況把握を行い、必要な対策を行う。

(3) 河岸対策

河岸の変状は、点検又は河川巡視等により早期発見に努めるとともに、堤防の防護に支障をきたす場合には必要な対策を行う。

(4) 河積阻害対策

河道内の樹木及び土砂堆積は、流下能力等の治水面、環境面の機能を確保するよう、点検又は河川巡視等による状態把握に基づいて、適切に伐開やしゅんせつ等の対策を行う。



流下断面の確保 しゅんせつ状況
(隅田川 汐入大橋上流)

8.2 施設の機能維持

(1) 河川管理施設一般

堤防や水門、その他河川管理施設の土木施設部分が被災すると、大きな災害に至ることが懸念される。このため河川管理施設等が良好な状態に保たれ、出水時等に所要の機能が確保されるよう維持管理を行う。

維持管理にあたっては、点検、その他の方法により状態把握を行い、損傷、腐食、劣化等の変状、その他の異常を把握した場合は、効率的な維持及び修繕が図られるよう必要な対策を行う。

その判断基準については、原則、以下のとおりとする。

区分		対策実施の判断基準
堤防	土堤、護岸、防潮堤	状態把握の結果、堤防の機能に支障をきたすとき
	水門等構造物周辺の堤防	
その他河川管理施設	河床構造物	構造物の機能や、生物の生息・生育・繁殖環境等の保全に支障をきたすとき
	水門、陸閘等	各施設の機能、動作等に支障をきたすとき
	分水路	状態把握の結果により判断することを基本とする。 ・土木施設は、円滑な取水、排水の実施や、貯留水の施設外への流出防止等に影響を及ぼすとき ・機械設備は、機能や動作に支障をきたすとき
	管理用通路	状態把握の結果、水防活動時等に使用する通路としての機能や通路としての機能に異常が確認されたとき
	防災船着場	状態把握の結果、船着場の利用に支障をきたすとき

当該河川管理施設等及び、同種の構造物の過去の被災事例や異常発生事例を参考とし、点検等の調査による結果から、施設の機能の維持に重大な支障が生じると判断した場合には必要な対策を行う。

また、対策にあたっては、施設の長寿命化を踏まえた対策を実施し、長期的なコスト削減を図る等、計画的に補修等の対策を行うよう努める。

(2) 水文・水理観測施設

水防活動及び河川管理に必要な情報の収集と提供を迅速に行うため、機器の特性に応じて点検を行い、観測監視機能を保全するための点検を行う。

点検は、最新の「河川砂防技術基準 調査編」をもとに行う。また、観測施設に付属する電気通信施設については、総合的な点検を実施する他、個別点検にて、機器単位で性能・機能に異常の有無を確認する。

日常の観測監視データより、必要とされる観測精度を確保できない観測施設、機器の変状を確認した場合は速やかに適切に対処する。(例：樹木の繁茂等により降雨量、水位観測等に支障が出る場合には、伐開等を実施する。)

(3) 許可工作物

河川管理施設が有する安全性を考慮し、施設の安全性が不十分と判断される場合には、管理者に対して早急に改善するよう指導監督を実施する。

許可工作物の違反行為が確認された場合には、速やかに是正指導を行うこととする。当該違反行為が河川管理上重大な支障があると認められる場合には、「8.3 (3) 不法行為に対する措置④その他の不法行為対策」を参考に、適切な措置を講じるものとする。

また、許可（新規・更新）にあたっては、管理者により許可工作物が良好な状態に維持管理がなされるよう、必要な許可条件を付与する等、河川管理の支障とならないよう適切に処理する。

(4) 賑わい施設（隅田川テラス等）

テラスについては、構造物の機能維持の面では「8.2 (1) 河川管理施設一般（区分：堤防）」に準じて必要な対策を行うとともに、テラスの利用上支障をきたすような変状を早期発見するために、河川施設点検および巡視点検を実施する。また、オープンカフェ等の河川区域内の施設は、許可工作物として「8.2 (3) 許可工作物」と同様の手法で維持管理を実施する。

8.3 河川区域等の適正管理

(1) 河川台帳の調整

一級河川については、国が河川の台帳を調製、保管することとなっており、うち、都管理河川において河川法施行令（以下、「令」という。）第5条及び第6条に規定する記載事項に変更があった場合は、国へ速やかに報告するものとする。また二級河川の台帳については、記載事項に関して漏れないよう、すみやかに調整し、保管するものとする。

(2) 河川区域境界及び用地境界

河川区域（権原を取得した河川予定地を含む）の土地の維持管理を適切に行う前提として、官民の用地境界や河川区域境界等を明確にする必要があるため、適切な位置に境界標（杭）等を設置するよう努める。

境界標（杭）等については、破損や亡失した場合に容易に復旧できるよう、その位置を座標により管理することを基本とする。また、必要に応じて河川管理者名等を明記した標識等を設置し、境界の周知に努める。

(3) 不法行為に対する措置

① 不法係留対策

ア.「重点適正化区域」の指定が必要な水域（未指定水域）

適正化条例に規定する「重点適正化区域」の要件を満たす水域については、係留保管施設の整備状況を勘案し、関係機関と協議の上、早期に適正化が必要な水域から順次、指定する。同時に、法第 29 条及び令第 16 条の 4 第 1 項第 2 号の規定に基づき船舶等を「放置禁止物」として指定する。

イ.「重点適正化区域」の指定水域

船舶所有者等に対する指導・警告を強化し、自主移動や自主廃船を促すとともに、指導に従わない場合は、適正化条例の規定に基づき船舶移動を行う等の対応を行う。

ウ. 適正化完了水域（「重点適正化区域」の指定水域）

巡視の強化や、法第 29 条及び令第 16 条の 4 第 1 項第 2 号の規定に基づく罰則の適用等の手段により、再発防止を図る。

エ. 営業船（屋形船・遊漁船等）について

営業船舶の適正化については、地域の特性や経済・文化との関わり、事業者の生業の維持等に配慮する必要がある。そのため、「隅田川及び近隣河川の営業船舶（屋形船・遊漁船等）の適正化方針」に基づき、営業船舶の適正化を進める。

② ホームレス対応

「ホームレスの自立の支援に関する特別措置法(平成 14 年法律第 105 号)」等の趣旨を踏まえ、福祉部局等と連携して自立を促す等により退去させることを基本とする。

ホームレスがテント等を設置する箇所は「重点地区」に指定して重点的に巡視を行い、注意、警告又は清掃を実施する等より、テント等の大型化・堅牢化の防止及び衛生環境の悪化の防止を図る。あわせて、区役所の福祉部局に対して、巡回相談事業の実施等ホームレスの自立にむけた取組みを依頼する。

管理上重大な支障があると認められるときは、必要に応じて法令等に基づく処分等、適切な措置を講じる。

なお、警察や消防、地元自治体との連携強化を図り、事故やテント撤去等の実施の際に、円滑に対応できるよう、体制を整えておく。

ホームレス退去後も、再度のテント等の設置を防止するため、重点的な巡視を継続する。

③ 不法投棄

不法投棄を発見したときは、行為者の特定に努め、行為者に対して速やかに撤去するよう指導監督を行う。放置された沈没船からの油等の流出により水質汚濁のおそれがある場合は、速やかに拡大防止策を講じる。悪質な行為については、警察や自治体と協力して刑事告発等を検討する。

管理上重大な支障があると認められ、かつ行為者が原状回復に応じない場合や行為者が不明な場合は、河川管理者が不法投棄物を撤去したうえで、行為者が判明している場合には原因者負担金(法第 67 条)を徴収する。

再発防止策として、警告看板の設置や、重点的な巡視、地域や関係機関との連携及び一斉清掃等を実施する。

④ その他不法行為対策

不法工作物の設置や河川敷地の不法占用等の不法行為を発見したときは、行為者の特定に努め、是正指導を行うとともに、警告看板を設置する等、再発防止に努める。占用許可区域における違反行為を発見したときは、許可受者に対して是正指導を行うとともに、再発防止のための指導監督を行う。

行為者が指導に従わない場合や行為者が不明の場合、管理上重大な支障があると認められるときは、必要に応じて法令等に基づく処分等、適切な措置を講じるものとする。

悪質な行為については、警察と協力して刑事告発を検討するものとする。

再発防止策として、警告看板の設置や、重点的な巡視、地域や関係機関との連携等を実施する。

(4) 不適正利用に対する措置

① 不適正航行対応

警察や東京海上保安部等の関係機関と連携し、注意喚起看板等を設置する等により航行マナーの周知啓発に努める。

② その他の不適正利用対応

注意喚起看板の設置等により利用マナーの周知を図るものとし、危険行為や迷惑行為を発見した場合は、行為者に対する指導を行う。

ホームレスによる寝そべりや長時間の荷物放置等の不適正利用に対しては、「8.3 (3) ②ホームレス対応」に準じて実施する。また、河川区域等において放置荷物等が発見した際は「注意書」「警告書」等を貼付けて当該荷物等の移動を促し、不適正利用の是正を図る。

(5) 河川の安全利用の確保

河川利用に対する危険又は支障を認めた場合には、河川や地域の特性等も考慮して、危険性の表示、情報提供、河川利用に伴う危険行為禁止等の教育・啓発の充実、立入禁止区域の設定等の応急措置等の必要な対応を速やかに行う。点検の結果、河川や河川管理施設が本来有すべき安全性を満たしておらず、河川の安全利用を確保する観点から対策が必要と認められる場合には、その対策方法を検討し、必要な措置を行う。

また、「東京都河川水難事故防止対策計画」に基づき、パンフレットを配布して地域住民や教育機関等に対して啓発を行うとともに、必要に応じて危険箇所等に看板を設置する等、注意喚起に努める。

占用地については、許可受者が詳細点検、対策検討、措置等を行うものであるが、許可受者から河川管理者に対し、詳細点検や対策検討及び措置を共同で行うよう協議があった場合には、状況に応じて共同して必要な対策を検討する。

(6) 旧河川敷地の維持管理

改修工事の完成等に伴い、河川区域の変更又は廃止の見込みがある場合は、河川部との協議に基づき、必要性について十分検討のうえ、河川区域の土地として不要である場合には、河川区域内の土地の管理等に関する通知等に則り当該河川区域の変更又は廃止手続きを行うとともに、旧河川敷地の処分を適切に行うものとする。

旧河川敷地の維持管理は、河川区域に準じて適切に行う。

(7) 河川保全区域及び河川予定地の維持管理

河川保全区域や河川予定地についても、巡視等により状況把握を行う等、河川区域に準じて維持管理等を行う。

不法な掘削や不法工作物の設置等の違反行為が確認された場合は、8.3.(3)④に準じて速やかに是正指導や再発防止対策の実施等、適切な措置を講じるものとする。

8.4 河川環境の保全

良好な河川環境が保全されるよう、自然環境や河川利用に係る河川の状況把握を実施し、適切に維持管理を行う。

状況把握は、平常時の河川巡視により行う。

(1) 生物の生育・生息・繁殖環境について

河川水辺の国勢調査における定期的な調査や、河川生物生態調査等により、状況把握を行っている。

「多自然川づくり」における河道等の整備時は、必要に応じて工事实施後の定期的な観察や生物調査等を実施し、生物に関する現状と過去からの変遷等を踏まえ、生物の生息・生育・繁殖環境の保全がなされるよう適切な維持管理を行う。

許可工作物の管理、対策にあたっては、許可工作物の管理者により多自然川づくりが進められるよう努める。

(2) 河川景観の維持・形成について

河川の自然的背景や、地域の歴史的・文化的背景を踏まえ、河川が本来有する良好な河川景観が維持されるよう努める。

(3) 水質の保全について

河川における適正な水質が維持されるよう、状況把握に努め、関係部署と連携して適切に維持管理を行う。

(4) 水面環境の保全について

衛生的環境と美観の保持のために、状況把握に努め、必要に応じて河川水面清掃を行う。

8.5 水質異常事故対応

「水質異常事故対策マニュアル」に基づき、速やかに油等の流出の拡大防止措置、現地回復措置及び関係機関等への通報連絡を行うとともに、関係部局及び区役所と連携して、原因者に対する指導等の適切な措置を行う。

8.6 水防のための対策

出水や洪水時の対応のため、所要の資機材の確保に努めるとともに、水防態勢を確立し、水防管理団体が行う水防活動等との連携に努める。

水防活動の対応にあたっては、「東京都水防計画」に準じて実施する。

8.7 サイクル型維持管理

河道や河川管理施設の劣化損傷箇所とその程度は、あらかじめ想定することが困難である。河川維持管理はそのような制約のもとで、河道や河川管理施設において、持続的に安全を確保するには点検等により把握された変状を分析・評価し、対策等を実施していく必要がある。

そのため、河川維持管理にあたっては、河川巡察、点検による状況把握、維持管理対策を繰り返し、それらの一連の作業の中で得られた知見を分析・評価し、河川維持管理計画あるいは実施内容に反映していくというPDCAサイクルを構築していく。

なお、状況把握や維持管理対策等について、DX推進を背景に新しい技術等が開発された場合は、積極的に取り入れ適切な維持管理に努めていく。

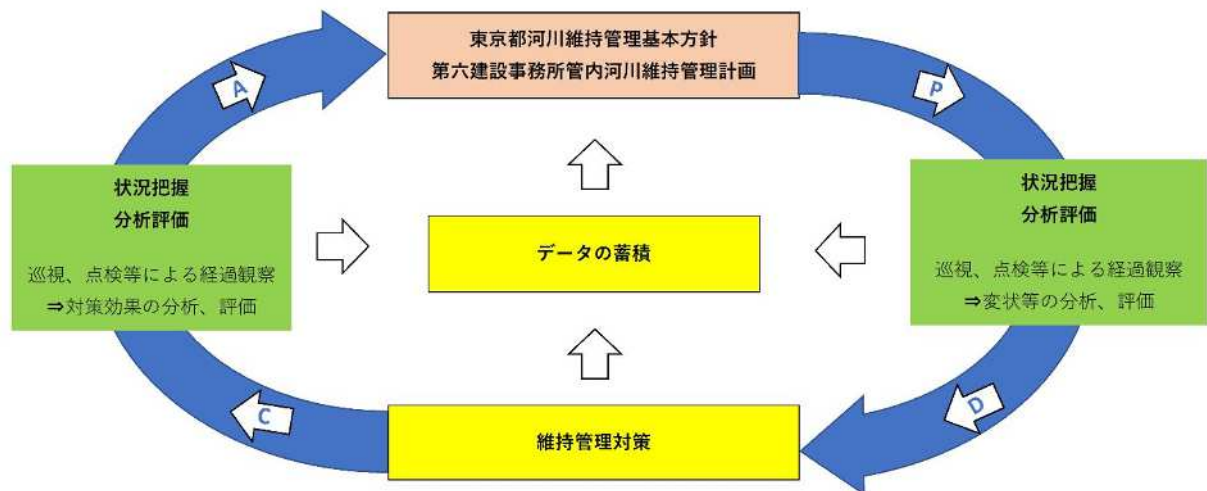


図8. 1 サイクル型維持管理体系のイメージ